

第 2 2 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和元年 1 2 月 1 6 日（月） 午後 2 時から 場所：京都市 消費生活総合センター 研修室
--

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告事項

- 奨学金等返還事務の取組状況について・・・・・・・・P 1（資料 1）

(2) 意見聴取

- 民法改正に伴う奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の見直しについて・・・・・・・・P 9（資料 2）
- 特別な事情による猶予に関する個別審査について・・・・・・・・（別紙）

(3) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（令和元年 9 月末日現在）（資料 1）
- ・ 民法改正に伴う奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の見直しについて（資料 2）

(参考資料)

- ・ 第 2 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第 2 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

奨学金等返還事務の取組状況（令和元年 9 月末日現在）

1 平成 13 年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者	完納等 (注1)	返還手続の状況					
			返還猶予	返還免除 (注2)	返還請求	返還請求の状況		
						返還済 (注3)	未 返 還	
							滞 納 (注4) (注5)	滞納 なし
人 数	1,404	61	0	1,191	152	135	17	0
構成比	100.0%	4.3%	0%	84.9%	10.8%	9.6%	1.2%	0%
返還請求分					100.0%	88.8%	11.2%	0%

注1 「完納等」とは、平成 29 返還年度までに、完納又は全部免除となったことにより、平成 30 返還年度以降の対応が不要となった者である。

注2 過去の滞納分について、分納誓約により返還手続中の者（2 名）を含む。

注3 「返還済」とは、平成 30 返還年度分（納期は平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）までを完納している者である。

注4 滞納者（17 人）は、平成 30 返還年度分から新たに滞納となった者である。

注5 滞納者（17 人）に係る取組状況（内訳）

- ・ 返還金未納付 ・ ・ ・ 15 人
- ・ 所在不明 ・ ・ ・ 1 人
- ・ 分納誓約 ・ ・ ・ 1 人
- ・ 返還協議未了 ・ ・ ・ 0 人

(2) 督促・催告の実施状況

ア 新規滞納分

平成 30 年 9 月末日の履行期限が経過し、新たに滞納となった平成 29 返還年度分の滞納者については、平成 31 年 3 月末日時点で全て返還手続済みのため、催告は実施しなかった。

イ 継続滞納分

平成 28 返還年度以前からの滞納者は全て返還手続済みのため、催告は実施しなかった。

(3) 今後の裁判手続対象者の見込み

当面、裁判手続対象者（滞納額 50 万円以上の者又は 1 年以内に消滅時効を迎える債権を滞納している者）は、生じない見込みである。

(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数 (注)	返還猶予	返還免除	返還請求	収入	未収入
30	1,674 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,487 件 (88.8%)	187 件 (11.2%) [100.0%]	165 件 (9.9%) [88.2%]	22 件 (1.3%) [11.8%]
	126,592 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	111,460 千円 (88.0%)	15,132 千円 (12.0%) [100.0%]	14,298 千円 (11.3%) [94.5%]	834 千円 (0.7%) [5.5%]

(注) 平成30返還年度分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

平成29返還年度以前に、完納となった者及び全部免除となった者については、平成30返還年度分について対応が不要であるため、件数には計上されない（これに対し(1)の人数ベース表では、これらの者についても含む数字となっている）。

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 1 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1,486 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求187件」の内数

- 所得が基準以下のため 46 件（36人）
- その他特別な事情等 0 件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成30年度決定分）※報告済み

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円

(2) 平成30年度免除決定額 78,938,725 円

ア 条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
29	959	78,938,725	平成31年3月20日
(参考) 累計	22,098	1,678,813,030	

イ 条例第3条第2項第1号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
該当なし	-	-	-
(参考) 累計	5	1,918,500	

(3) 免除決定額（総額） 1,680,731,530 円

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (令和元年 9 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	535 件 (14.7%)	2,892 件 (79.8%)	199 件 (5.5%) [100.0%]	199 件 (5.5%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	249,336 千円 (100.0%)	29,010 千円 (11.7%)	207,570 千円 (83.2%)	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
21	1,708 件 (100.0%)	207 件 (12.0%)	1,337 件 (78.3%)	167 件 (9.7%) [100.0%]	167 件 (9.7%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	136,593 千円 (100.0%)	11,274 千円 (8.3%)	109,416 千円 (80.1%)	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
22	1,725 件 (100.0%)	124 件 (7.2%)	1,470 件 (85.2%)	131 件 (7.6%) [100.0%]	131 件 (7.6%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	132,742 千円 (100.0%)	6,459 千円 (4.9%)	114,386 千円 (86.2%)	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
23	1,721 件 (100.0%)	71 件 (4.1%)	1,537 件 (89.3%)	113 件 (6.6%) [100.0%]	113 件 (6.6%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,955 千円 (3.1%)	117,424 千円 (91.1%)	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
24	1,719 件 (100.0%)	38 件 (2.2%)	1,573 件 (91.5%)	108 件 (6.3%) [100.0%]	105 件 (6.0%) [97.2%]	3 件 (0.3%) [2.8%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,930 千円 (1.5%)	119,432 千円 (93.0%)	7,061 千円 (5.5%) [100.0%]	6,974 千円 (5.4%) [98.8%]	87 千円 (0.1%) [1.2%]
25	1,718 件 (100.0%)	24 件 (1.4%)	1,588 件 (92.4%)	106 件 (6.2%) [100.0%]	103 件 (6.0%) [97.2%]	3 件 (0.2%) [2.8%]
	128,980 千円 (100.0%)	1,195 千円 (0.9%)	120,683 千円 (93.6%)	7,102 千円 (5.5%) [100.0%]	7,006 千円 (5.4%) [98.6%]	96 千円 (0.1%) [1.4%]
26	1,711 件 (100.0%)	17 件 (1.0%)	1,447 件 (84.6%)	247 件 (14.4%) [100.0%]	246 件 (14.3%) [99.6%]	1 件 (0.1%) [0.4%]
	131,428 千円 (100.0%)	825 千円 (0.6%)	111,594 千円 (84.9%)	19,009 千円 (14.5%) [100.0%]	18,991 千円 (14.4%) [99.9%]	18 千円 (0.1%) [0.1%]
27	1,702 件 (100.0%)	5 件 (0.3%)	1,459 件 (85.7%)	238 件 (14.0%) [100.0%]	238 件 (14.0%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	136,123 千円 (100.0%)	306 千円 (0.2%)	109,374 千円 (80.4%)	26,443 千円 (19.4%) [100.0%]	26,443 千円 (19.4%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
28	1,689 件 (100.0%)	2 件 (0.1%)	1,479 件 (87.6%)	208 件 (12.3%) [100.0%]	208 件 (12.3%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	125,987 千円 (100.0%)	190 千円 (0.2%)	111,157 千円 (88.2%)	14,640 千円 (11.6%) [100.0%]	14,640 千円 (11.6%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]

29	1,682 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,478 件 (87.9%)	204 件 (12.1%) [100.0%]	204 件 (12.1%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	125,823 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	110,732 千円 (88.2%)	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 返還年度分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 返還年度分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成 21 返還年度分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還としているものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済としたものが 1 件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に 1 件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より 3 件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

(単位：件)

返還 年度	在学中	所在不明 (注 1)	収入の 大幅な減少	特別な事情	長期不在 (注 2)	制度の変更に係る 経過措置
19・20	337	28	0	99	0	71
21	133	14	14	46	0	-
22	73	14	4	33	0	-
23	28	8	5	29	1	-
24	13	5	1	19	0	-
25	3	5	2	14	0	-
26	3	0	2	12	0	-
27	4	0	1	0	0	-
28	2	0	0	0	0	-
29	0	0	0	0	0	-

注 1 「所在不明」とは、制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 「長期不在」とは、海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

(単位：件)

返還 年度	死亡	障害	所得が 基準以下	所在不明	制度の変更に係る 経過措置
19・20	1	1	346	2	2,542
21	0	5	1,331	1	-
22	1	0	1,468	1	-
23	0	0	1,536	1	-
24	0	0	1,572	1	-

25	0	0	1,587	1	-
26	4	2	1,440	1	-
27	0	0	1,458	1	-
28	1	0	1,477	1	-
29	0	0	1,478	1	-

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
28	1,171	94,352,925	平成30年3月26日
29	959	78,938,725	平成31年3月20日
合 計	22,098	1,678,813,030	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

(参考2) 奨学金返還手続に係るスケジュール

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後（各年10月1日）から3箇月後に実施している。
- (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度、催告を実施している。
- (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回（6月と12月）程度、特別催告を実施している。
- (4) 法的措置…滞納金額の合計が50万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の意見聴取、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。

【督促・催告の実施イメージ】

【法的措置の流れ】

	平成28返還年度分	平成29返還年度分 うち、29年度返還分 から滞納の者	平成30返還年度分 うち、30年度返還分 から滞納の者	令和1返還年度分 (現年)	以降の返還手続			滞納額が50万円を超えた者
					(翌年)	(翌々年)	(明々後年)	(裁判手続対象者)
今回報告分	平成31年 4月				4月			4月 特別催告① (注1)
	令和元年 5月				5月			5月
	6月	特別催告①	催告②		6月	催告②	特別催告①	6月
	7月				7月			7月
	8月		9月末の免除申請 締切のお知らせ		8月	9月末の免除申請 締切のお知らせ		8月
	9月		催告③	【履行期限】	9月	【履行期限】	催告③	9月 特別催告② (注1)
	10月			【返還年度開始】	10月			10月
	11月				11月			11月 最終催告 (注2)
	12月	特別催告②	催告④	督促	12月	督促	催告④ 特別催告②	12月 法的措置通知書の 送付(注2)
	令和2年 1月				1月			1月
	2月				2月			2月
	3月			催告①	3月	催告①		3月 議会の議決 (注2)
	4月							4月 訴訟提起 (注2)
	5月							
	6月	特別催告③	特別催告①	催告②				
	7月							
	8月			9月末の免除申請 締切のお知らせ				
	9月			催告③				
				【履行期限】				

【法的措置の流れ】

- (注1) 滞納総額が50万円を超えると見込まれる者については、4月に特別催告①を実施したうえ、連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。
その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。
- (注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

(参考3) 平成26返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について

平成26返還年度に返還免除となった借受者(注)については、平成30返還年度をもって免除期間の5年が経過することから、令和元年度以降の返還分について、改めて返還手続(返還免除又は非免除者には返還を求める手続)を行っていただく必要がある。

上記の借受者を対象に、本年6月から返還手続の相談等の業務を開始した後、事前申請期間である9月末現在の手続の状況は、次のとおりである。

(注) 奨学金制度の見直し(平成20年12月)後の返還手続を開始した平成21返還年度に、約1,000人の借受者が手続を行い、5年間の返還免除の決定を受けたことから、免除期間が経過した平成26返還年度に、当該借受者が再度手続を行い、その大半が返還免除の決定を受けている。

1 概況

対象者		905人(100.0%)
免除決定済みの者	467人	714人(78.9%)
判定の結果、免除とならなかった者	100人	
免除判定中の者	147人	
未申請の者		191人(21.1%)

2 今後の進め方

返還免除の申請期間である令和2年9月末に向け、未申請の者(申請待ちや接触中のほか、所在を把握できていない借受者等も含まれる。)に対し、引き続き粘り強く対応していく。

また、判定の結果、免除とならなかった者に対しては、納付状況の管理を確実にやっていく。

民法改正に伴う奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の見直しについて（案）

1 趣旨

奨学金等の借受者は、正当な理由なく、返還すべき日までに奨学金等を返還しなかったときは、延滞利子を支払わなければならないこととなっている（京都市地域改善対策奨学金貸与規則第13条第1項、京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第13条第1項。注）。

この延滞利子の利率は、当初14.5%であったところ、平成22年度に監理委員会の意見を踏まえて見直し、民法に規定する法定利率と同率の年5%としたところである。

この度、平成29年6月に公布された民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）においては、社会・経済の変化への対応を図るため、法定利率について、年5%から3%に引き下げたうえ、将来的に市中の金利動向に合わせて変動する仕組みが導入された。

このため、同法の令和2年4月1日からの施行に合わせ、奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の改正を行うこととする。

（注）京都市地域改善対策奨学金貸与規則及び京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱は既に廃止されているが、廃止時の経過措置として、廃止前の規則又は要綱の規定による奨学金等の借受者及びその保証人については、廃止前の規則又は要綱がなお効力を有することとされている。

2 見直しの内容

その延滞利子が生じた最初の時点における法定利率（返還すべき日の翌日から6箇月を経過する日までの期間にあっては、その2分の1の率）によることとする。

- 奨学金等返還金に係る延滞利子については、原則として、一般の債権債務の場合と同様に扱うこととしている。（第3回監理委員会了解事項）
- 今後、法定利率が変動した場合も、連動して延滞利子の利率を変動させることとする。

3 実施時期

令和2年4月1日から施行する。

なお、必要な経過措置を設ける。

(参考) 延滞利子のシミュレーション

(現行) 年利5% (6箇月間は2.5%) とし、端数処理を行った場合

返還すべき 金額 (円)	30日延滞した 場合の延滞利 子 (円)	100日延滞した 場合の延滞利 子 (円)	365日延滞した 場合の延滞利 子 (円)	延滞利子が 1,000円を超え るのに要する 日数 (日)
5,000	0	0	0	1,552
10,000	0	0	0	822
20,000	0	0	0	457
30,000	0	0	1,100	335
50,000	0	0	1,800	238
100,000	0	0	3,700	146
200,000	0	1,300	7,400	73

(見直し案) 年利3% (6箇月間は1.5%) とし、端数処理を行った場合

返還すべき 金額 (円)	30日延滞した 場合の延滞利 子 (円)	100日延滞した 場合の延滞利 子 (円)	365日延滞した 場合の延滞利 子 (円)	延滞利子が 1,000円を超え るのに要する 日数 (日)
5,000	0	0	0	2,525
10,000	0	0	0	1,309
20,000	0	0	0	700
30,000	0	0	0	498
50,000	0	0	1,100	335
100,000	0	0	2,200	214
200,000	0	0	4,400	122

※ 返還すべき奨学金の年額(最大値)のイメージ

公立高校のみ	20,000円 (貸与総額 40万円程度)
私立高校のみ	100,000円 (貸与総額 200万円程度)
私立大学のみ	200,000円 (貸与総額 400万円程度)

関係法令

民法（令和２年４月１日施行予定。抄）

（法定利率）

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年 3 パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3 年を 1 期とし、1 期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の 6 年前の年の 1 月から前々年の 12 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 60 で除して計算した割合（その割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

（金銭債務の特則）

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

（以下略）

附 則（平成 29 年 6 月 2 日法律第 44 号）

（債権の目的に関する経過措置）

第 15 条 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第 404 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第 404 条第 4 項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）」とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年 3 パーセント」とする。

（債務不履行の責任等に関する経過措置）

第 17 条 （前略）

3 施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第 419 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（以下略）

特別な事情による返還猶予決定の状況（審査分）

審査 番号	特別な事情	考慮すべき背景
19	修正 C 履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけた場合	修正 c 借受者の旧同和地区以外への転出や借受者と連絡対象者を取り巻く家庭環境の変化により、借受者と連絡対象者間の連絡が不通となったり、新たな家族への配慮から連絡対象者が借受者に連絡を取り手続を依頼することが困難となり、時間が経過したもの

※ 審査番号 1 ～ 18 は、監理委員会において審査済みである。

特別な事情による返還猶予の審査対象者個票

審査番号 19	
猶予する奨学金の対象年度：平成24～25年度返還分（高校分及び大学分）	
特別な事情（ ）	考慮すべき背景（ ）
修正c 履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけただけの場合	修正c 借受者の旧同和地区以外への転出や借受者と連絡対象者を取り巻く家庭環境の変化により、借受者と連絡対象者間の連絡が不通となったり、新たな家族への配慮から連絡対象者が借受者に連絡を取り手続を依頼することが困難となり、時間が経過したもの
1 経過 (1) 平成21年12月に初めて連絡対象者である保証人と面談をした。本市から制度変更についてのお詫びと説明を行ったところ、保証人からは、現時点で返還や拒否の態度を明確にできないが、できることは対応するとの申出があり、借受者本人（以下「本人」という。）の在学を理由とする平成21年度返還分の返還猶予の申請を受理し、猶予を決定するに至った。上記の面談には本人も同席していたが、本市は主に保証人に対して説明を行っており、返還制度の詳細な説明はできなかった。 (2) 平成23年1月、保証人と面談を行い、平成22年度返還分の手続を勧奨したが、保証人から、本人が奨学金の経過や制度を知らないため本人に説明し、よく相談してから手続をしたいので時間が欲しい、と要望された。 その後も、平成23年5月、7月及び11月の3回にわたって保証人と面談し、手続を勧奨したが、保証人からは、本人への説明ができておらず、もう少し時間が欲しい、と改めて要望された。 しかし、その後、保証人から連絡はなく、本市も訪問、電話又は郵送により連絡を繰り返したが、面談できない状況が平成27年6月まで続いた。 (3) 平成27年6月、保証人と面談を行い、本市から改めて奨学金制度について詳細に説明を行ったところ、保証人は初めて正確に制度を理解した。この間の事情を確認したところ、保証人は、数年前に配偶者を亡くし、一人で家事や子育てをしなければならなくなっていたうえ、自身の病気の治療等も重なり多忙であったとのことであり、また、本人とは既に別居していることなどもあって、連絡を取りづらい様子であった。 保証人からは、返還手続に応じる意向が示され、その後、平成26年度から平成30年度までの返還分に係る返還免除の申請を受理し、同年7月に免除の決定をするに至った。 次に、同月、保証人と面談を行い、既に返還手続の期限が経過し、滞納となっていた平成22年度から平成25年度までの返還分について、本市から、この間の事情を考慮し、特別猶予の申請を検討するよう提案したところ、保証人は、特別猶予の適用を受けるためには、本人に対し、奨学金制度の経緯や意義、本人の奨学金の詳細及び保証人が返還手続に対応してきた経過を説明する必要があるが、その前提として、自らの出自を伝えるのにまだ葛藤があり、説明できていないとして、特別猶予の申請を拒否した。保証人からは、滞納分を分割で返還する意向が示され、平成27年9月から平成31年9月まで月割49回で分納する旨	

の誓約書を、平成27年8月に受理した。

- (4) 保証人からは、当初、分納誓約に基づき順調に返還金が納付されていたが、保証人の子弟の婚姻や進学等に多額の費用を要したことや、保証人自身に記憶障害の症状があり、返還状況の把握に混乱が生じたことなどにより、平成29年8月以降、次第に納付が滞り始め、平成30年10月に納付された26回目の支払分を最後に未納となり、平成24年度返還分の一部と平成25年度返還分が、滞納として残ることとなった。

平成31年2月、保証人と面談を行い、平成31年度から平成35年度までの返還分に係る返還免除の申請に向けた事前説明を行うとともに、分納誓約分について期間内の納付を求めたが、状況は変わらなかった。

- (5) 令和元年7月、保証人から本市に対し、保証人から本人に、自らの出自のほか、奨学金の返還の一部が滞っていること等を説明し、本人の理解を得たので、本人同席のうえ、制度やこの間の経過等を説明してほしい旨、連絡があった。

これを受け、同月、保証人及び本人と面談を行い、本市から本人に対し、奨学金制度及び令和元年度から令和5年度までの返還分に係る返還免除の手続のほか、平成22年度から平成25年度までの返還分について、平成27年当時に特別猶予の申請は行わず保証人が返還しようとしてきたことや、その後、一部の納入が滞り、現在に至っている経過について説明した。本人からは、「この間、保証人からは返還手続について聞かされておらず、制度や手続について初めて理解した。平成22年度から平成25年度までの返還分についても、保証人が免除判定手続に応じていなかったこと、平成27年に保証人が特別猶予の申請を断っていたこと、その後、納入が滞っていたことを含め知らなかった。今後は自分が責任を持って対応するので、配慮願いたい。」との申出があった。

その後、令和元年8月、本人から、令和元年度から令和5年度までの返還分に係る返還免除申請を受理し、既に免除の決定をしている。

2 特別な事情による返還猶予の適用理由

上記1(2)から(4)までのとおり、保証人は、平成24年度と平成25年度の返還分について、いずれも申請期間内に返還免除を申請せず、平成27年に本市が提案した特別猶予を拒否した末に滞納するに至ったものであるが、本人は、上記1(5)のとおり、令和元年7月に保証人から経過を知らされるまで、これらの事実を知らなかったと認められ、今回、本人から、今後の手続を本人が行う旨の意向が示され、本人による返還免除の手続が行われている。

これらの背景には、上記1(3)のとおり、保証人が家庭環境や健康状態に困難を抱えていたことに加え、自らの出自を本人に伝えることに葛藤し、別居していた本人に連絡を取りづらい状況があったことが認められ、本人について、奨学金返還手続を進める機会を得ることができないまま時間が経過したものであると認められる。よって、京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱第14条第1項第2号に定める「やむを得ない理由」に該当するものと認める。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

就学奨励金（市奨学金）に係る特別猶予関連要綱等（抜粋）

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（抄）

（返還の猶予）

第12条 市長は、就学奨励生が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間、前条の規定による就学奨励金の返還を猶予することがある。

- (1) 当該学校を卒業した後に他の学校又は専修学校に入学したとき。その在学している期間
- (2) 第10条第2項の規定により就学奨励金の貸与が廃止された後も引き続き当該学校に在籍しているとき。その在学している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸与を受けた就学奨励金を返還することが著しく困難であると認められるとき。その理由が継続する期間

2 前項の規定により就学奨励金の返還の猶予を受けようとする者は、地域改善対策就学奨励金返還猶予申請書（第5号様式）に返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る返還の猶予を行う旨の決定又は行わない旨の決定をしたときは、それぞれその旨を文書により当該申請をした者に通知する。

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱を廃止する要綱（抄）

附則

（経過措置）

2 この要綱の施行前にこの要綱による廃止前の京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（以下「廃止前の要綱」という。）第6条の規定により就学奨励金の貸与の決定を受けた者及び廃止前の要綱第5条第1項の規定によりその者が立てた保証人については、廃止前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱（抄）

（所在不明等による返還の猶予）

第14条 借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市地域改善対策奨学金貸与規則第12条第1項第3号又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第12条第1項第3号の規定を適用し、当該借受者の債務を猶予することができる。

- (1) 所在不明又は長期間不在（海外に滞在していた場合等）であったため、条例等の規定による債務の免除及び猶予等の手続に関する説明を受けることができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、条例等の規定による債務の免除又は猶予等の手続を定められた期限までに行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

2 市長は、前項第2号の規定による猶予をしようとするときは、あらかじめ、京都市奨学金等返還事務監理委員会の意見を聴かなければならない。

第14回監理委員会 了解事項

所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱い（抄）

（見直し後の新背景）

修正 c 借受者の旧同和地区以外への転出や借受者と連絡対象者を取り巻く家庭環境の変化により、借受者と連絡対象者間の連絡が不通となったり、新たな家族への配慮から連絡対象者が借受者に連絡を取り手続を依頼することが困難となり、時間が経過する事例が見受けられた。

d 従前の連絡対象者に返還手続を依頼するのが困難となったため、借受者を連絡対象者に変更したが、借受者への人権上の配慮が必要なことや連絡手段が限定的であること等の理由から、具体的な返還手続の内容について、本市の説明を聞いていただくのに時間が経過してしまう事例が見受けられた。

（見直し後の新類型）

修正 C 履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけた場合

D 従前は借受者本人ではない連絡対象者が手続を行っていたが、当該連絡対象者が、死亡や障害、所在不明等により、手続を行うことができなくなったため、連絡対象者を借受者本人に変更した後、借受者本人に返還手続に応じていただけた場合

第 2 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

令和元年 6 月 2 6 日に開催された「第 2 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、委員長の選任及び委員長職務代理者の指名後、以下の報告事項について報告し、了解された。

1 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について **資料 1**

新たな任期（平成 3 1 年 3 月 3 0 日～令和 3 年 3 月 2 9 日）になって初めて開催した委員会であったことから、委員長の選任及び委員長職務代理者の指名を行った。

委員長には、宮川委員（弁護士）が委員の互選により選出された。

また、委員長職務代理者には、木田委員（公認会計士・税理士）が、宮川委員長から指名された。

2 報告事項

(1) 奨学金等返還事務の取組状況について **資料 2**

事務局から**資料 2**により報告を行い、了解された。

第21回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：令和元年6月26日（水）午後2時から

（開始）

○事務局（山村室長）

ただいまから、第21回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、委員就任後、最初の会議でございますので、議長である委員長が選任されるまでの間、事務局の方で会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、失礼して着席して進めさせていただきます。

この委員会は、既に御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な検査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置したものでございます。このため、当委員会の会議は、原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元の配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第20回委員会の了解事項、及び議事録につきましては、既に藤原前委員長に御了解いただいたうえで、共生社会推進室のホームページで公表させていただいております。この点も御了承をお願いいたします。

なお、本市では、5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しておりまして、適正な冷房温度を設定いたしますとともに、ノー上着などの軽装の方を履行してるところでございます。本日御出席、また御来場いただいた皆様方におかれましても、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、先ほども申し上げましたとおり、委員の就任後、最初の委員会であり、また新たに御就任いただきました委員の方もおられますので、最初に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

木田稔委員でございます。

○木田委員

木田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

玉置すみゑ委員でございます。

○玉置委員

玉置です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

松尾美幸委員でございます。

○松尾委員

松尾美幸と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

宮川孝広委員でございます。

○宮川委員

宮川孝広と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

次に、委員会に出席しております本市の職員を御紹介いたします。文化市民局長の別府正広でございます。

○別府局長

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

共生社会推進室の奨学金の担当課長、伊藤洋康でございます。

○伊藤課長

伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

同じく担当課長の森広士でございます。

○森課長

森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

私、文化市民局共生社推進室長の山村敏雄でございます。よろしくお願いいたします。

ほかに事務局として職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで委員会の開催に当たりまして、別府文化市民局長から、一言御挨拶を申し上げます。

○別府局長

失礼いたします。皆様方には大変お忙しい中、委員の就任を快くお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、それぞれのお立場で市民生活を支えていただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

この4月に、市役所で組織改革が一部ございまして、人権文化推進課と男女共同参画推進課を合わせて共生社会推進室というものを設置しております。心を新たにして、取組を前に進めていきたいと思っております。

さて、この監理委員会ですけれども、平成21年3月に設置をいたしまして、ちょうど10年を迎えます。また委員の皆様には、新たな任期のスタートにも当たっておりますので、大変恐縮ですが、委員会の沿革について、少しお時間いただければと思っております。

京都市では、かつて同和対策事業の一環として実施をしておりました奨学金制度において、国の制度が貸与制に移行した後も、奨学金を借り受けられた方に、その返還額と同額の自立促進援助金を支給するということで、実質的に給付制を維持しておりました。

しかしながら、社会情勢の変化などもあり、この返還額と同額の援助金を一律に支給することについて、違法との住民訴訟の判決が平成19年に確定をしたことにより、抜本的な改革・見直しが必要となったものでございます。

この制度の見直しに当たっては、学識の先生方を中心とする「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置いたしまして、御議論いただき、その結果、自立促進援助金制度は廃止し、奨学金の返還と免除という制度に改めるよう御提言いただいたものでございます。

併せて、当初の説明を翻して、制度を見直すことにより、関係者に少なからず混乱と痛みをもたらすということから、十分な説明と、実態に即した誠意ある対応を行うよう、強く求められたところでございます。

こうした事実を踏まえまして、奨学金返還事務の透明かつ適正な実施を確保するということを目的として、この監理委員会を設置させていただいたところでございます。

この間、約1,400人の借受けをされた方々に対して、制度見直しの説明等を行い、返還手続に応じていただけるよう、丁寧な説明と誠意ある対応に努めてまいりました。この委員会においては、奨学金の返還手続と人権配慮の両立という大変難しい課題に対して、適切な御意見をこの間も頂戴してまいりました。

現在では、全ての借り受けられた方々に手続に応じていただき、滞納されている方も大きく減少しております。これも、この委員会での御意見を踏まえて、これまで取り組んできた結果が表れてきているものと考えております。

また、今年は、平成26年度から5年間の返済免除期間が明ける約900名の借受けをされた方々に対して、再判定を行う年に当たります。引き続き、丁寧で誠意のある対応を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、返還事務の透明性、客観性、公平性の確保に向けまして、変わらず忌たんの御意見や御提言をお願い申し上げるところでございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

○事務局（山村室長）

ここで、別府局長は他の公務の都合がございますので、退席させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○別府局長

どうぞよろしくをお願いいたします。

（別府局長，退席）

○事務局（山村室長）

それでは，会議を進行させていただきます。

議事に入ります前に，会議の成立について確認をいたします。

本日の委員会につきましては4人，全ての委員が御出席されており，京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項に規定する定足数を満たしておりますので，会議が有効に成立しております。

それでは，最初の議題，委員長の選出について御審議をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして，1ページの資料1を御覧願います。

委員長につきましては，条例施行規則第4条第2項の規定に基づきまして，委員の互選により選出することと定められております。

ここで，委員の皆様方から推薦等をお願いしたいと存じますが，いかがでございますでしょうか。

○玉置委員

よろしいでしょうか，玉置です。どなた様もお手をお挙げになりませんので，私の方からこの方をというふうに推したいと思うんですけれども，これまで2箇年，委員をお務めいただきました宮川委員の方に，この委員長をお引き受けいただければと思いますが，お願いできますでしょうか。

○事務局（山村室長）

ただいまの玉置委員の方から，宮川委員の推薦がございましたが，皆様いかがでございますでしょうか。

（「よろしくをお願いいたします」という賛同の声あり）

○事務局（山村室長）

皆様の御同意を頂きまして，大変ありがとうございます。皆様の賛同を頂いたということで，宮川委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは，宮川委員長には委員長席への御移動をお願いいたします。

(宮川委員，委員長席へ移動)

○事務局（山村室長）

それでは，規則第5条第2項の規定によりまして，会議の議長は委員長が務めることとなっておりますので，以後の会議の進行につきましては，宮川委員長にお願い申し上げます。

委員長，どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員長

改めまして，宮川です。よろしくお願いいたします。座ったままで進行させていただきますけど，一言御挨拶申し上げます。

今，御推薦いただきましたように，2年間，この委員として関与させていただいて，こういった方向で，どんな議論をしているのかということや，とても複雑な制度の中身についても，いつも事務局の方に非常に丁寧なレクチャーを受けてまいりました。

ようやく理解ができてきたかなというように思ったところで，大役を仰せつかったということですので，気持ちを引き締めてやっていきたいと思っております。

先程局長さんもおっしゃったとおり，この案件というのは，自治体にとっての債権の管理回収というような，非常にある意味，クールな面と，これまでの経緯，あるいは特に人権に対する配慮と，このことの必要性という非常に難しいところの二つを，調和をして，実質的な妥当性を確保していくということが肝要だというふうに，2年間させていただいて感じております。

そういう観点から，それぞれの委員の先生のお立場から，忌たんのない意見を頂戴して，活発な議論をして意見を申し上げる等，少しでもお役に立てればというふうに思っております。

偶然，こういう新しい，新庁舎でやらせていただく最初のお機会ということでもありますので，また新たな気持ちで職責を果たせるように，せいぜい努めたいと思っておりますので，至らない点もあるかと思いますが，何とぞよろしくお願いいたします。

それでは，早速ですけれども，次の議題であります委員長の職務代理者の指名に移らせていただきます。

委員長とその代理者につきましては，規則第4条4項の規定により，委員長があらかじめ指名するということに定められております。私の方で，大変恐縮ですが，木田委員にお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

○木田委員

了解いたしました。

○宮川委員長

ありがとうございます。それでは，木田委員，よろしくお願いいたします。

次に本体であります報告事項の方に移らせていただきます。

奨学金等返還事務の取組状況についてということになります。

事務局の方から報告いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

失礼いたします。事務局を務めております共生社会推進室事業調整担当課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしまして、着席にて御説明を申し上げたく存じます。

それでは、資料の３ページ、資料２と右肩に記載のあるページをお開きください。奨学金等返還事務の取組状況を平成３１年３月末日現在でまとめたものでございます。

既に御案内のとおり、奨学金返還事務におきましては、１０月から翌年の９月までの１年間を返還年度といたしまして、これを単位に事務を行なっておるところでございます。

今回御報告をいたしますのは、平成３０返還年度分、つまり平成３０年１０月１日から本年９月３０日までの１年間、このちょうど半期が経過した３月末日時点での取組状況を報告させていただくということでございます。

それでは、まず「１ 平成１３年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を御覧ください。

この表の見方といたしましては、左から２番目の「①借受者」の欄の人数、１，４０４人につきまして、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

右に向かって「②返還猶予」、「③返還免除」、及び「④返還請求」、そして「④返還請求」の状況を「返還済」と「未返還」に分類をし、「未返還」を更に「滞納」と「滞納なし」の別にまとめたものとなっております。

借受者１，４０４人の具体的な状況でございますが、まず「②返還猶予」は０人でありまして、平成３０返還年度分について猶予の決定を受けられた方はいらっしゃいませんでした。

次に、「③返還免除」でございますが、１，２０４人となっております。具体的に申しますと、平成３０年度に免除の決定を受けられた方、それから平成２９年度以前に、平成３０年度の返還分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。この中には、奨学金の全額の返還免除を受けられた方も含まれております。

次に「④返還請求」は２００人となっております。返還猶予、又は返還免除のどちらにも当たらない方でございます。この返還請求の内訳でございますが、まず「返還済」の方が８８人でございます。

ここで、表の下注１を御覧ください。「返還済」とは、奨学金の全額を返還された方、また、平成３０返還年度分までを完納されている方となっております。

次に、「未返還」の欄でございます。こちらは、平成３０返還年度分につきまして、まだ返還が完了しておられない方でありまして、このうち、滞納に当たる方が一人となっております。

表の下注２を御覧ください。この表に記載の滞納のある方につきましては、平成２９返還年度分から新たに滞納となられた方でありまして、ほかに、現在は免除の適用を受けているため、人

数としては上の表、返還免除の1, 204人の方に含まれておりますけれども、過去の滞納分がまだ残っておりますために、これを返還中であるという方が二人いらっしゃいますので、実際の滞納されている方の数は、これらを合わせた3人ということになっております。

次に、注3を御覧ください。表に記載の滞納者お一人の取組状況でございますが、分納誓約を頂きまして、現在、分割で御返還いただいている状況となっております。

上の表にお戻りいただきまして、一番右の欄、「未返還」のうち、「滞納なし」の111人の方でございますが、平成30返還年度分につきまして、返還手続が完了しておられない方でございます。

冒頭に申し上げましたように、平成30返還年度のちょうど半期が終わった時点でございますので、履行期間がまだ半年ございます。納付方法が、毎月払いや半年払いで、平成30返還年度分の全ての支払が終わっていらっしゃらない方も含めて、このカテゴリーに入っております。

返還年度の残り半分、履行期限でもある本年9月末までの間にお支払が終わりましたら、「返還済」へ移っていくことになり、また、仮にあと半年の間に、返還免除の決定を受けることがあれば、「返還免除」の方に移っていくこととなります。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」につきましては、以上でございます。

次に、「(2) 督促・催告の実施状況」について御説明申し上げます。

ここで、督促と催告につきまして、改めてではございますが、若干の御説明を申し上げたいと存じます。恐れ入りますが、資料の9ページを御覧いただけますでしょうか。

「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」と題してまとめてございます。この資料の上の方に(1)から(4)として、督促などの措置の説明をいたしております。

まず、「(1) 督促」でございますが、新規滞納者の方に対しまして、9月末の履行期限を経過した3箇月後の12月に実施をしておるものでございます。今年度であれば、9月末に返還年度の履行期限が経過した後、滞納がありましたら、今年の12月に実施をするということになります。また、今回御報告いたしますものは昨年度、平成29返還年度終了時点の滞納分につきまして、昨年12月に実施したものの状況ということでございます。

「(2) 催告」とは、督促を出した後1年間を掛けて4回、3箇月ごとに実施しておるものでございます。なお、催告は、2回目以降になりますと、保証人の方に対しても併せて実施をしております。

「(3) 特別催告」でございますが、催告を4回目まで出しても、なお返還手続に応じていただけない方に対しまして、年2回、6月と12月に行っておるものでございます。こちらも、保証人を含めて実施をいたしております。

そして、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超えるなど、「(4) 法的措置」の対象となる方がいらっしゃる場合は、資料の下にある図の右側に記載がございます法的措置の流れに移ってまいります。この場合、訴訟提起の前年の4月と9月に特別催告を行い、そして12月の監理委員会で御意見をお聞きしたうえで、訴訟提起に向けた手続を経ることとなっております。

なお、後ほど触れますが、図の上の米印(※)、ゴシック体で記載しておりますとおり、昨年度に続きまして、今年度も、法的措置の対象となる見込みの方はいらっしゃらないため、訴訟提起に向

けた御意見をお伺いする予定はございません。

それでは、資料の3ページにお戻りください。中ほどの(2)でございます。

平成29返還年度が終了した昨年9月末日の時点で、滞納のある方は16人でございました。全て新規の滞納者でございまして、これらの方々への督促の実施状況につきまして記載をさせていただきます。

まず、「ア 新規滞納分」でございます。この新規滞納分は、昨年9月末日の履行期限を経過して、新たに滞納となりました平成29返還年度分の滞納者の方、16人いらっしゃいましたが、10月以降、その方々と連絡を取り、手続をお願いしましたところ、督促の発行日である12月1日までに返還手続を行っていただけた方が14人いらっしゃいました。その内訳はカッコ内でございますが、滞納金を完納いただけた方が13人、分納誓約を頂いた方が一人でございます。この分納誓約の一人というのが、上の(1)の表の滞納にあたる一人でございます。そして、16人からこの14人を除いた二人が督促の対象となつてございまして、その状況を下の督促・催告の実施状況と、督促・催告後の返還手続の内訳の二つの表に示しております。

まず、上の表でございますが、12月1日付けで、滞納者二人の方に督促を行っております。その右端の督促後の返還手続の欄のとおり、二人とも返還手続に応じていただきました。下の表を御覧いただきますと、返還手続に応じられた二人とも、滞納金を完納ということで納めていただいております。

次に、「イ 継続滞納分」につきましては、平成28年以前の返還分からの滞納者の方は、全て返還手続に応じていただいておりますので、催告の対象者はいらっしゃらず、実施をしていないところでございます。

次に、資料をおめくりいただきまして4ページにお移りください。「(3) 今後の裁判手続対象者の見込み」についてでございます。

滞納額が50万円以上であること、あるいは1年以内に消滅時効を迎える債権を滞納していることが裁判手続の対象となる要件でございますが、先ほども少し触れましたとおり、本年3月末日時点では、当面、この対象者となる方は生じない見込みとなつてございまして、表の記載も全て0人となつておるところでございます。

続きまして、「(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。こちらは、件数ベースでまとめております。

まず、表の下の注を御覧ください。ここでは、平成30返還年度の分につきまして、返還の猶予、免除、又は返還請求のいずれかを行うものの件数と金額を示したものでございます。

冒頭に御説明いたしました人数ベースの表との違いは、既に全額を返還済みの方でありますとか、死亡などの事由で全部免除となつた方につきましては、先の人数ベースの表には反映をされておりますが、平成30返還年度では取組が必要ないということでございますので、この表には入らないという点が異なるところでございます。

この平成30返還年度について表を御覧いただきますと、左から2番目の「対応件数」、つまり猶予、免除、請求のいずれかを行う必要がある総件数は1,674件、金額にして1億2,355

万円でございます。高校と大学の二つの奨学金を利用されている方につきましては、2件とカウントしておりますので、件数と人数とは一致しないものでございます。

「返還猶予」につきましては、平成30返還年度分で該当はございませんでした。

次に、「返還免除」でございます。平成30返還年度について免除決定をした件数でございますが1,481件、金額にして1億1,090万2千円でございます。これには、今年度返還免除を決定した方だけでなく、過去に免除の決定を行い、平成30返還年度も5年間の免除期間の中に入っているという方の件数、金額も含まれております。全体に対する構成比は、件数で88.5パーセント、金額で89.8パーセントとなっております。

次に、「返還請求」でございますが、193件、金額にして1,264万8千円でございます。先ほどの人数ベースの表よりも少なくなり、今、200人とございましたけども、少なくなっておりますのは、人数ベースの表には全て納められた完納の方が含まれておりますので、それが、この表の中には含まれないということから、人数よりも件数が少ないという形になっております。件数で11.5パーセント、金額で10.2パーセントの構成比となっております。内訳は、「収入」が51件で625万6千円、「未収入」が142件で639万2千円となっております。

先ほど説明いたしましたことと同じように、返還年度の終わりまで、まだ半年間ございますので、未収入に記載の分は、今後、収入又は免除の方にシフトをしていくということとなります。

次に、表の下に免除の事由別の内訳を掲載してございます。

返還免除につきましては、1,481件全てが、所得が基準以下のためという事由でございました。

次にその下、履行期限の延長の状況についてでございます。履行期限の延長とは、所得は、免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除には該当をいたしません、経済的な御負担に配慮をいたしまして、総返還金額は変更せずに、返還の期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にする措置を採っているものでございます。

この履行期限延長の件数は、返還請求193件の実数で、所得が基準以下のために当たる方が48件、37人の方が、これに該当するというところでございます。

続きまして、資料の5ページにお進みください。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」の、平成30年度決定分、いわゆる一律免除の状況についてでございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第3条第1項の規定によりまして、一律に免除の取扱いをいたしておりますが、事務的な決定は、平成19返還年度分以降、履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

また、この間お亡くなりになられた借受者の方につきましては、判明した時点で返還の残額の全額を一括して免除しておるところでございます。

まず、「(1) 免除の対象額の総額」でございますが、18億3,403万5,630円となっております。このうち「(2) 平成30年度免除決定額」は、7,893万8,725円となっております。

アの表とイの表はそれぞれ、条例に基づく期限到来による一律免除と、借受者の方がお亡くなりになられた場合の残額の一括免除の状況でございますが、今回の免除は、全て期限到来による一律免除でございます。死亡による免除はございませんでした。「(3) これまでの免除額の累計」は、16億8,073万1,530円でございます。免除総額の約91パーセントとなっております。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成31年3月末日現在)」の表でございます。「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」は、先ほど4ページで御覧いただきました「(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予、返還請求の状況」において御報告をいたしました内容の、過去の平成19年度から29年度までのストックの情報を、6ページから7ページにかけまして一覧としてまとめたものでございます。

表自体は、過去のストック情報ではございますが、一番右の欄、未収入の欄の24年度から26年度まで数字が入っておるのが御覧いただけるかと思いますが、こちらの方が分納の誓約を頂きながら、今、納入いただいております部分でございます。この部分は、納入がありましたときに数字が動くというものでございます。

続きまして、資料の7ページから8ページにかけまして、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の件数の内訳、それから、返還免除の事由別の内訳の件数を、年度ごとに記載をしております。こちらも過去のストックの情報となっております。

おめくりいただき、8ページにお進みいただきまして、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。こちらも、先ほど御報告いたしました条例に基づく一律免除の状況につきまして、過去の19年度から29年度までの数字を一覧としてまとめたものでございます。

上の1の表、(1)の表が一律免除、(2)の表が死亡による免除の状況となっております。

最後に、資料11ページにお進みください。「(参考3) 平成26返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について」、御報告をいたします。

まず、資料の柱書の下、(注)というところを御覧ください。奨学金等の返還手続は、返還債務の取扱いを定めた条例を平成20年12月に制定をした後、平成21年度から開始をいたしましたが、その開始をした最初の年度、平成21年度に、1,404人の借受者の方の大多数、約1,000人の方が手続を行われまして、そこで5年間の返還免除の決定を受けています。そして、免除期間の5年が経過したその後の平成26返還年度に、これらの借受者の方が再度手続を行いまし、その大半が、また返還免除の決定を受けてらっしゃいます。

冒頭お戻りいただきまして、この平成26返還年度に返還免除となった借受者の方につきましては、平成30返還年度をもって免除期間の5年が経過をすることから、この10月から始まる令和元年度返還年度以降の返還分につきまして、多数の借受者の方に、改めて返還手続を行っていただく必要というのが生じてございます。

そこで、このたび、改めて手続が必要となる借受者の方を対象といたしまして、返還免除申請な

ど、返還手続の内容を記載いたしました返還免除制度の御案内の文書を配布いたしまして、返還手続の相談などの業務を開始いたしましたので、その状況を御報告いたします。

まず「1 手続の対象者」でございますが、件数にして1,075件、人数にして905人の対象者がいらっしゃいます。

次に「2 実施体制」でございますが、借受者の方々との面談などを担当する事業推進担当は、借受者の方々への説明や申請の受付などの事務が集中いたします本年9月末までの間、6人体制を確保いたしまして、ペアを組んできめ細かく対応することとしております。なお、10月以降につきましても、5人の体制を確保いたしまして、引き続き対応する予定としてございます。

「3 免除案内の発送状況」につきましては、対象者が多数いらっしゃいますことから、6月6日と13日の2週に分けて、連絡対象者宛てに親展で郵送いたしました。また、これまでの経過などから、面談等を必要とされる方々につきましては、直接手渡しをしておるところでございます。

「4 借受者への対応」についてでございますが、現在、借受者の方や連絡対象者の方々からお問合せも頂戴しておりまして、これに対しましては、夜間を含め、できる限り御希望に応じて面談等を実施して、丁寧に説明をいたしておるところでございます。

また、特にお問合せがない方々に対しましても、今後、事業推進担当の方から連絡を差し上げるなどして、引き続き、返還免除の制度に関して丁寧に御説明を申し上げ、きちんと制度を御利用いただけるように御案内をし、相談の応対に努めてまいりたいと考えておるところでございます。やや長くなって恐縮でございます。資料2の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今頂きました報告につきまして、委員の方々から、何か御質問等はございますでしょうか。

○木田委員

よろしいでしょうか。

○宮川委員長

はい、どうぞ木田委員。

○木田委員

ありがとうございます。御説明いただきまして、全般的には、順調に手続の方を進めていただいているということで理解をしています。2点ばかり質問させていただきます。

1点目ですけれども、6ページのところで、過去の分、25年から26年にかけて、この未収入になっている方、分納でと御説明いただきました。半年に1回、資料を見せていただいております

けれども、この金額が前回と比較しても減っていないというか、減少していないようでございますけれども、どのような状況になっているのかというところを、1点教えていただきたいというところ です。

もう1点は、最後の方に、今年度、26年度の免除判定を受けてから5年経過するという ことで、1,000件以上に対して、色んな事務手続が必要になってくるというところ でございます。

既に6人体制、あるいは10月以降は5人体制ということで事業を進めていただい ていますけれども、5年前と比べて、何か事業を進めていただくうえでの感触とい うか、そういうものの状況について、少し御説明いただけたらと思っております。以上、2点です。よろしくお願 いいたします。

○事務局（森課長）

事業推進担当課長の森と申します。今、2点御質問がございましたので、順 番に御説明をさせていただきます。

まず、2名の分納中の方の件でございますけれども、この方については、先ほど説明もあ りましたように、現在は免除中でありまして、過去の滞納分について、現在、分納での返還を 誓約いただいておりますという状況でございます。ただ、御指摘にありましたように、ここ 何回か、数字が動いてないんじゃないかということで、おっしゃるとおりでございまして、 色々御事情を抱えていらっしゃる中で、我々の方も常時、御本人さんに連絡をしたりとか、 家の方に訪問させていただいたりとか、色んな状況に応じて、納入のお願い、勧奨している ところですが、色々御事情を抱えていらっしゃる中で、徐々には解消してきておりますけれ ども、一気に解消していただけるという状況にはございません。ただ、5年間の免除の期間 中に全額を返還するという誓約になっておりまして、そこまでは相手方も解消したいとい う思いも持っておりますので、粘り強く、こちらとしても取り組んでいるところでござい ます。

続きまして、5年前と比べてどのような変化があったのかということですが、まず今までの 経過として、21年度が最初の実行年度だったわけですが、この時は、色々京都市が訴訟で やつてということもあって、お詫びがまず主体であって、何とか手続をしていただきたい ことが21年度の始まりであって、続いて5年後の26年度につきましては、ちょっと一歩進ん で、制度を皆様に御理解いただいたうえで、その中から少しでもその手続をしていただく ために支援が必要じゃないかなと思われる方を、こちらとして把握していくというのが2 回目のステップでした。

次、今回の元年度の3回目の手続につきましては、一定、制度理解というのは進んだであ ろうというように理解をしておりますし、そういう意味では、いろんな方、事前に接触をさ せていただいたりとか、免除案内を郵送することなく、こちらの方から御訪問して手交し たうえで進めさせていただいたりとかという取組をしております。今のところ、思っ たよりも順調に、皆さんからお問い合わせなり、返答が来ているような状態かという ように思います。以上です。

○木田委員

ありがとうございます。

○宮川委員長

ありがとうございます。よろしいですか。ありがとうございました。ほかに御質問等ございますでしょうか。

○玉置委員

失礼します。今御質問いただいた分のちょっと追加になるかもしれませんが。この免除申請につきましてですけれども、丁寧になさってるということが、本当にこの資料からも見て取れますし、今のお話も含めまして、丁寧にさせていただいてるなとは思いますが。過去できなかったようなやり方も含めまして、思う以上に順調に事が運ばれてるということをお聞きしたんですが、やはり人数が900名からいっちゃうと、中には5年間という経過の中で、御連絡つかない方が、もしかしていっちゃうのではないかなという心配もあるんですけれども、郵便局からの返送の状況であるとか、あるいは、それがどのような内容であったか分からないというような、いろんな御質問であるとか、そちらの順調でない方の現状が、どのような形になってるかというのを少し教えていただきたいと思います。

○事務局（森課長）

いわゆる郵送して郵戻りといいますか、宛先に尋ね当たらないということで返ってきている件数なんですけれども、基本、非免除になって返還をさせていただいてる方については、その都度、毎年免除になる可能性はございますので、事務的に接触をしているわけなんですけれども、逆に免除になりますと、次が5年後ということになりますので、その間、兄弟さんがいっちゃって、接触する場合は事情を聞いたりもしていますが、そうでない場合というのは、5年間、間が空いてしまうということになりますので、その間に色々、仕事で転勤されるとか、転職されてとか、引っ越されるとか、あるいは親御さんだったら亡くなってしまわれるとかというような状況が生じるのは事実です。

ただ、その数が平成26年度と今回とを比べて極端に多いかというと、そういった状況は特に見受けられないというように感じます。

あとは、御質問にはなかったお話ですけれども、今回、対応させていただいていて、特徴的なところといいますと、一つは、御本人様から、親から封筒を渡されたけど、どうしたらいいのか、そういったお問い合わせであるとか、あとは、もう3回目になってますので、今回、免除申請が出されて返還免除が決定しますと、これで返還が終了するという方も中にはいらっしゃいますので、こういった方については、今回の免除が通ったら、今度は残りが、次の5年後には、例えば1年分、2年分になる方もいらっしゃるの、そういった方からは、逆にもう奨学金のことをお子様、借受者の方に言っていないので、自分も年齢的な、これから健康不安とかもあるので、もう一括して残り

の分だけを返還したいと、こういった問い合わせが、今、100件余り対応した中ですが、何件か出てきてるような状況です。以上です。

○宮川委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

他にございますでしょうか。

ないようであれば、ちょっと私の方から一つ、二つ質問させてください。

資料の11ページのところで、先ほど御報告いただいた中で、免除案内の発送状況等で、親展での郵送等の説明があるくだりですけれども、「これまでの経過等から面談等を必要とする方に対しては直接手交した」というようになってます。

この絡みなんですけど、面談等を必要とする方という意味は、郵送は郵送でしたうえで、面談等を必要とする方というふうな方がおられたり、あるいは郵送はしないで欲しいという扱いがあつて、その代わりに、最初から面談等のやり方で面接に移行していくという方がおられる、あるいは、両方から入るのかという辺りが一つ。

それと、もし送らないというような扱いを希望して、従前そのようにしていたというのであれば、5年もたつことで、事務局の方々のメンバーもお替わりになる面もあると思うので、そういう情報が、どういうふうにきちんと管理して引き継がれて、ミスのないような処置が取られているのかというところをお聞きしたいと思います。

○事務局（森課長）

まず借受者の方が約1,400名いらっしゃるんですけれども、それぞれお一人ずつ、借受者台帳というものがございまして、今、委員長がおっしゃったような情報については、そこに全部記載をさせていただいてまして、郵送、電話をする場合は、その台帳をまず読んで、どういう対応をしなければならないかということを確認したうえで、対応させていただいております。

それから、直接手渡しをするのか、送付をするのかということですが、基本的にいくつかのパターンに分けてまして、前回免除させていただくときに、住民票であるとか、課税証明というのを添付書類として付けていただいているわけなんですけれども、その中で、次回、例えば収入が上がっていらっしゃると非免除になる可能性があるんじゃないかなとか、そういった方については、事前に接触をするであるとか、直接郵送していいよということになっていても、まず郵送せずに、お電話なりで状況を確認させていただいたうえで、必要があれば御説明に上がるとか、そういった対応をしております。

また直接、先に電話してから動いて欲しいとか、職場じゃなくてどこに送って欲しいとか、色々な御希望をされてる方も、少数ではありますけどいらっしゃいますので、そういった方々については、別途そのような対応をさせていただいております。

基本的には、相手方からこのようにして欲しいという希望は、全部その台帳にそれぞれ書かれておりますので、それを基に、確認をしたうえで対応させていただいてるという状況です。

○宮川委員長

わかりました。ありがとうございます。

他にございますか。それでは、玉置委員。

○玉置委員

もう一度、失礼します。

先ほど御説明いただけてます、この免除手続の件なんですけれども、借受者様への対応ということで、非常に丁寧に個別の事情をしっかりと引き継ぎながらやっていただいているということは、よく分かりました。

それに加えてですけど、本当に委員長も言われたように、クールな立場ということをおっしゃったんですが、ある意味、これは金銭の貸借ということもありまして、法令をしっかりと遵守していかなければいけない面というのはあるかと思えますけれども、その反面、やはり、先ほどから何回も言ってらっしゃるように、借受者にはいろんな御事情もおありでしょうし、やはり年々、高齢化していきます。毎回、ここは心配してるところなんです。この御案内が行政文書、どちらかというとやはり堅くて、分かりづらくて、本当に事務的な書き方で、その辺りのところも示されていたかと思うんですが、少しでも分かりやすくしていただくように、いつからいつまでが相談期間で、いつからいつまでがこの手続期間でというようなこともしっかりと分かるように、それを見たら、一人一人に丁寧にはしていただけてるんだけど、見たら分かるということが、御本人様の一番の助けになると思いますので、その辺りも御配慮いただけたらなと、希望を含めましてお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

御指摘を賜りまして、ありがとうございます。借受者の方々にお送りする文書につきましては、やはり分かりやすさというものは大変重要かと考えてございます。ただ、私ども、作り手の側から見て、やはりまだ配慮が足りない部分というのもあるかと存じます。

先生からの御意見なども含めまして、やはり見た目に分かりやすいと、字を読めば分かるんだけど、字ではなくて、見た目でイメージが付きやすいといったようなところですか、あるいは申請期限などの大事な情報が、太字で書いてある、大きく書いてあるといったような、そういった配慮も考えられることでございます。今後とも、前例踏襲ということに陥らずに、やはり見やすさ、分かりやすさというところに配慮しながら、文書作成を進めてまいりたいと考えております。御指摘、ありがとうございます。

○玉置委員

お願いします。

○宮川委員長

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

松尾委員，どうぞ。

○松尾委員

松尾から質問させていただきます。

11ページに関係することです。借受者への対応が，非常に懇切丁寧に，人と時間をかけてやっ
ていただいているということで，非常に感心しておりますけれども，9月までにその免除申請をし
なければならないということもお伺いしておりますので，その900人の方が，免除相当の方が，
免除申請漏れのないように，6人体制で頑張ってくださいということになるんですけれども，ペー
ス的には今のところ順調に，面談なり免除申請の手続というのは進んでおりますのでしょうか。

○事務局（森課長）

今ちょうど御案内ありました6月6日と13日に，合わせて905人分の発送をいたしまして，
今，約1箇月経過した状況でございますが，現時点で，免除申請が出てきてるものが100件少々
ございます。その中で，書類に不備がなく，判定ができる状況になってるものの中で，免除になり
そうなものが80件ちょっと，非免除になりそうなものが17件少しありまして，まだ審査の進ん
でないものを含めると150～160件ぐらいは状況把握できてる状況です。先ほどもありまし
たように，御住所がまだ掴めていないとか，所在をこれから探さなければいけないとか，郵送した
けど返ってきて，今後調べていかなければならない方も若干いらっしゃいますので，9月時点で全
て終了できるかという点，来年の令和元年返還年度末，いわゆる来年の令和2年9月末が最終期限
になりますので，そこまでに全て把握して終了させていくというような状況で，とりあえずの目標
は，今年の9月末というような形で取り組んでおります。

○宮川委員長

ありがとうございます。最後にございますでしょうか。おおむね，よろしいでしょうか。

それでは，当該の報告事項については，活発な議論を頂きました。以上のとおりで，終えたいと
思います。

また，せっかくの機会でありますので，今の当該の報告事項に限らず，全体を通じまして，何か
お気付きの点等がございましたら，御発言よろしく願いいたします。委員の皆様，何かございま
すでしょうか。

取り立ててありませんか。では，今，お話しいただいた程度でお聞きしておきます。ありがとう
ございました。

それでは，報告事項等の審議を終えたいと思います。

最後に，事務局から，報告や連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局（山村室長）

委員の皆様方，大変ありがとうございました。各委員の皆様方から貴重な御指摘，御意見を賜りました。今後の返還事務にいかしてまいりたいというように思っております。

繰返しでございますけど，やはり法制度の中の返還手続と人権の配慮というものの両立をしながら，誠意を持って進めていくということが基本でございますし，委員の皆様方からもそのような御指摘を受けたものと思っております。これからも，そのような心構えの中でしっかりと事務に取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも，先生方の御意見等も含めて，色々とお世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは，事務のことでございますけど，本日の委員会の議事録につきましては，事務局で案を作成いたしまして，委員長に御確認いただいたうえで，公表してまいりたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

次回の委員会の日程でございますけれども，緊急の案件が特にございませでしたら，本年の12月頃に，もう一回，開催いたしまして，平成30返還年度分の取組の状況などの御報告をさせていただく予定でございます。日程等については，別途調整をさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして，第21回の委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

（終了）